

吹付けアスベスト調査の費用を補助します

～アスベスト飛散防止対策の徹底～

建築物に吹付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防するため、建築物の所有者がアスベスト含有の分析調査を行う場合に、それに要する経費の一部を助成する制度です。



分析調査費用に最大 25 万円を補助します

補助金額

補助対象経費（補助事業に要する額）の**全額**
（上限 25 万円/棟）

※千円未満の端数切り捨てた額

受付期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)

～

令和 7 年 **12 月 12 日**(金)

分析調査完了報告期限 令和 8 年 1 月末日まで

補助の対象となる建築物等

- ①吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物
- ②福島市内に存するもので、申請者が所有する建築物
- ③過去に当該事業と同様の補助金の交付を受けていない建築物
- ④厚生労働省に示された分析方法に基づき実施されるもの
- ⑤建築物石綿含有建材調査者による調査であること



○アスベスト含有吹付け材とは〔平成 18 年国土交通省告示第 1172 号〕

アスベスト含有吹付け材は、含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の 0.1%を超える材料の内、吹付け工法で施工された材料。一般的には、アスベストを含む乾いた材料（結合材）と水分を混合した材料で、これを鉄骨や壁、柱、その他の母材に吹付け機を用いて付着させる工法。

○補助対象となるものは ※石綿含有建築用仕上塗材(レベル 3 相当)、アスベスト含有成形板(レベル 3)は対象外

- ・吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール
- ・建築確認手続きがされている建築物（建築計画概要書による確認ができるもの）

上記の要件を全て満たすものが補助対象となります。

なお、補助対象外となる要件もありますので、『福島市建築物吹付けアスベスト調査助成事業補助金交付要綱』を確認ください。

申込方法（裏面もご覧ください）

申請書に必要事項を記載のうえ、添付資料を添えて、
開発建築指導課窓口へご持参ください。

申請書・要綱等は、開発建築指導課窓口、福島市ホームページで取得可能です。
補助金を受けるためには、調査に着手する前に申請が必要となります。
分析調査機関との契約や調査に着手する前に事前相談を行ってください。
予算等執行状況によっては、予定期間より受付期間が短くなる可能性があります。

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



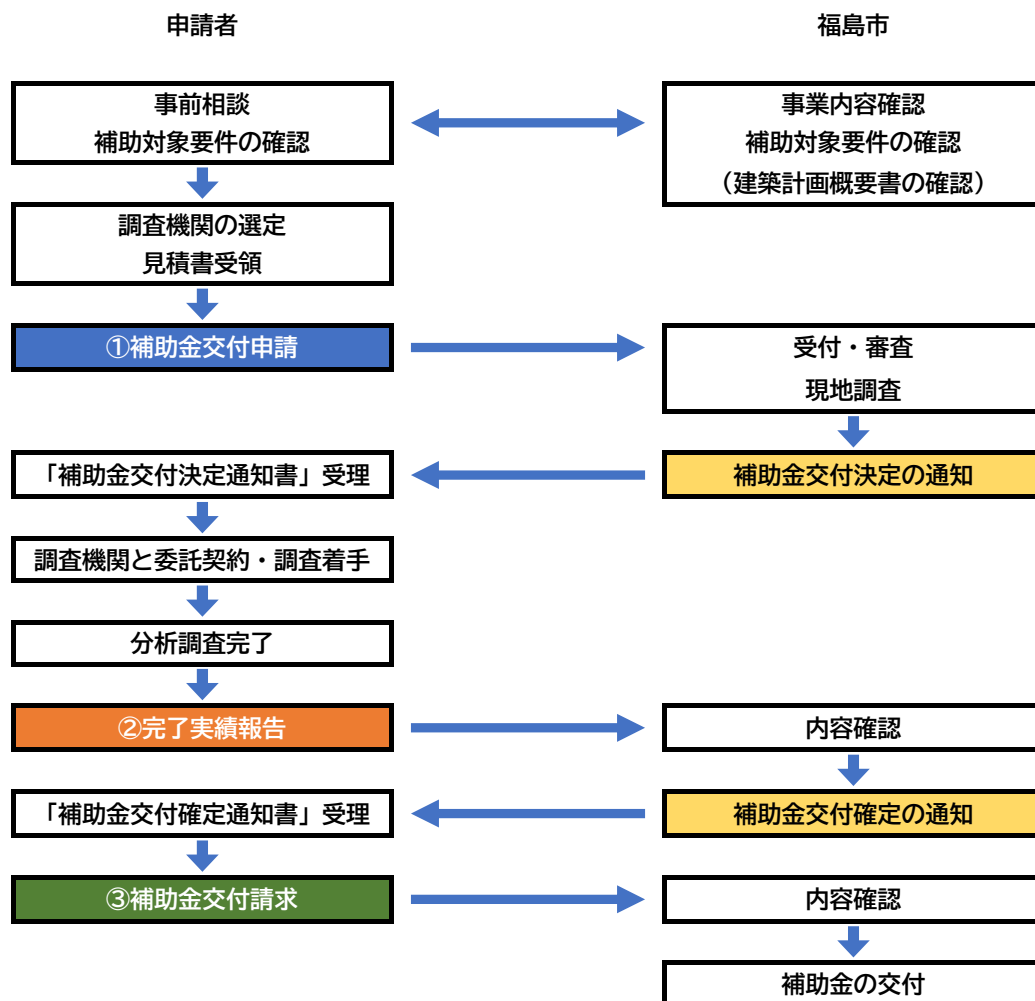
〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 アスベスト 検索

『福島市建築物吹付けアスベスト調査助成事業』の流れ



提出書類一覧

①補助金交付申請	②完了実績報告	③補助金交付請求
・補助金等交付申請書 ・登記事項証明書（原本） ・見積書の写し ・市税の完納証明書（原本） ・写真（外観、調査対象部位遠景、近景） ・図面（案内図、調査を行う箇所） ・石綿含有建材調査者の証明書写し	・補助事業等実績報告書 ・分析調査結果報告書 ・契約書の写し ・領収書の写し ・調査状況写真（試料採取）	・請求書
※代理申請の場合は、「委任状」が必要となります。 ※市税の完納証明書は本庁 2 階市民税課で取得できます。各支所では取得できません。	※完了後速やかに実績報告を願います。 ※期限までに提出してください。 （令和 8 年 1 月末）	※請求金額（首標金額）の訂正はできません。 ※「補助金交付確定通知書」受理後 10 日以内に提出してください。

注意事項（詳細は『福島市建築物吹付けアスベスト調査助成事業補助金交付要綱』をご覧ください。）

- 1 以下の場合には、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。
補助金交付決定前に調査業務委託契約を結んだ場合又は分析調査に着手した場合
分析調査が申請内容の通りに行われなかった場合
- 2 「補助金交付決定通知書」は、補助金の交付を確約したものではありませんので、ご注意ください。
申請内容に変更が生じた場合は、変更承認に係る協議をお願いします。
- 3 分析調査結果報告書に記載する主な事項
建築物の概要、調査の概要、過去の調査歴等、調査内容（分析結果、調査写真等）

